

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. /
<div data-bbox="386 696 1267 1279" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>領 収 証</p><p><u>市民連合</u> 様</p><p>¥ <u>25,028</u></p><p>但、4月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 3 年 4 月 21 日</p><div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div></div>		
会派(4月) 会派雇用職員交通費(4月分)		1枚 ¥25,028

4/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 2
----	-----	-------

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 3 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的  
令和 3年

納付月  
4月分

納付期限  
令和 3年

5月31日 右記の  
とわ  
納付して  
ください。

令和 3年  
5月21日

健康勘定	健康保険料	22496 円
------	-------	---------

厚生年金勘定	厚生年金保険料	34770 円
--------	---------	---------

子ども・子育て支援勘定	子ども・子育て拠出金	684 円
-------------	------------	-------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 3年度

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領
77ヒモク	01838	円
収納機関番号	納付番号	確認番号
00500		

証券受領  
全部 一部

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							5	7	9	5	0

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
 広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34  
 広島市議会 市民連合  
 ・2643 77-ヒモク 01838 090304  
 様

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)  
 出⑮納  
 3. 5. 26  
 広島銀行  
 広島市安芸支店  
 (納付者蓋し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)は Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。  
 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(4月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(4月分)  
 1枚 ¥29,317

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 3
----	-----	-------

<p>領 収 証</p> <p><u>市民連合</u> 様</p> <p>¥ <u>25,028</u></p> <p>但、5月分交通費として上記正に領収いたしました。</p> <p>令和 3 年 5 月 21 日</p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
--

会派（5月） 会派雇用職員交通費（5月分）

1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 4
----	-----	-------

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的 令和 3年 5月分

納付期限 令和 3年 6月30日

右記のとおり納付してください。

健康勤定健康保険料 22496円

厚生年金勤定厚生年金保険料 34770円

子ども・子育て支援勤定子ども・子育て拠出金 684円

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

事業所整理記号 77ヒモク 事業所番号 01838 うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 7 9 5 0

令和 3年度 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所  
延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第37条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34  
広島市議会 市民連合 様  
2643 77-ヒモク 01838 090305

上記の合計額を領収しました。  
(領収日付等)  
出納 3. 6. 28  
広島銀行 広島市役所支店  
(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(5月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(5月分)

1枚 ¥29,317

6/28

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 5
<div data-bbox="395 728 1276 1317" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>領 収 証</p><p>市民連合 様</p><p>¥ 25,028</p><p>但、6月分交通費として上記正に領収いたしました。</p><p>令和 3 年 6 月 21 日</p><div style="background-color: black; width: 200px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div></div>		
会派（6月） 会派雇用職員交通費（6月分）		1枚 ¥25,028

6/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 6
----	-----	-------

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金

厚生保険

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省 6375 取扱い番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付年月 令和 3年 6月分

納付期限 令和 3年 8月 2日

右記のとおり納付してください。

健康助定 健康保険料 43689円

厚生年金助定 厚生年金保険料 67527円

子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 1328円

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク 事業所番号 01838 うち証券受領 円 収納機関番号 00500 納付番号 確認番号

証券受領 全部 一部

合計額			
千	百	十	円
1	1	2	544

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34 広島市議会 市民連合 2643 77-ヒモク 01838 090306 様

上記の合計額を領収しました。(領収日付等) 3.7.27 広島銀行 広島市役所支店 (納付者様)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

〒112,544 のうち事業主負担分〒56,936 を支出

会派(6月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(6月分・賞与分)

1枚 ¥56,936

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 7
----	-----	-------

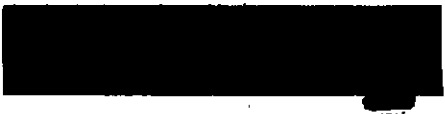
領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、7月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 3 年 7 月 21 日



会派 (7月) 会派雇用職員交通費 (7月分)	1枚 ¥25,028
-------------------------	------------

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 8
----	-----	-------

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金

厚生保険

年度 3 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



前付年月 令和 3年 7月分

納付期限 令和 3年 8月31日

健康助定 健康保険料 22496円

厚生年金助定 厚生年金保険料 34770円

子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 684円

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク 事業所番号 01838 うち証券受領 円 収納機関番号 00500 納付番号 確認番号

証券受領 全部 一部

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 7 9 5 0

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 并済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34

広島市議会 市民連合 2643 77-ヒモク 01838 090307

様

上記の合計額を領収しました。(領収日付書) 出納 3. 8. 26 広島銀行 広島市役所支店 (納付者蓋し)

※領収書の領収印は、この領収書に併せて捺印することになります。 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(7月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(7月分)

1枚 ¥29,317



政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 9
----	-----	-------

納付書・領収証書 (労働保険) (国庫金)

※取扱庁名

広島労働局

※取扱庁番号

00075541

徴収勘定 保険料収入及び  
一般拠出金収入

労働保険  
特別会計 0847

厚生労働省  
所管 6118

※令和 03 年度  
取 締 意 書

道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
3	4	1	0	1	8	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※徴定年度(元号:令和は9)

9-3

9-3 広島市議会 市民連合 太田 憲二

納付の目的

1. 令和  3 年度 概算 1 期 (後期又は1期)

2. 令和  2 年度 確定

※収納区分 62

※内証券受領

(住所) 〒730-0042 広島市  
中区国泰寺町  
1-6-34

(氏名) 広島市議会  
市民連合  
太田 憲二

08-E012848-AA1A34R019624#  
34101-000 0019624

労働 保険料	必 お	35,754	円
一般 拠出金	必 お	7,540	円
納付額 (合計額)		43,294	円

納付額 (合計額) 43,294 円

あて先 〒730-8538  
広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎第2号館

広島労働局  
労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。  
領収日付等  
出⑫納  
3.7.8  
広島銀行  
広島市役所支店  
(納付者渡し)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

会派(7月) 労働保険料¥35,754のうち、雇用主負担分¥26,829のみ支出  
1枚 ¥26,829

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 10
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、8月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 3 年 8 月 20 日

会派（8月） 会派雇用職員交通費（8月分）	1枚 ¥25,028
-----------------------	------------

8/20

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No.	11
----	-----	-----	----

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省 取扱庁番号 取扱庁名  
 3 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的  
 令和 3年 8月分  
 納付期 令和 3年 9月30日 右記のとおり納付してください。

健康勤定 健康保険料 22496 円	厚生年金勤定 厚生年金保険料 34770 円	子ども・子育て支援勤定 子ども・子育て奨励金 684 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て奨励金  
 令和 3年度

業所整理記号 事業所番号 うち証券受領  
 77ヒモク 01838  
 収納機関番号 納付番号 確認番号  
 00500

証券受領  
 全部 一部

合計額			
千	百	十	円
5	7	9	50

内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34  
 広島市議会 市民連合  
 2643 77-ヒモク 01838 090308  
 様

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)  
 出納  
 3. 9. 27  
 広島銀行  
 広島市役所支店  
 (納付者様へ)

年金事務所窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(8月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(8月分)

1枚 ¥29,317

9/27

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 12
----	-----	--------

領 収 証

市民連合様

¥ 25,028

但、9月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和3年9月21日

会派（9月） 会派雇用職員交通費（9月分）	1枚 ¥25,028
-----------------------	------------

9/21

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 13
----	-----	--------

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 3 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付年月 令和 3年

納付期限 令和 3年

11月1日 右記のとおり納付して  
 3年 納付して  
 10月20日

健康勘定  
 健康保険料 22496 円

厚生年金勘定  
 厚生年金保険料 34770 円

子ども・子育て支援勘定  
 子ども・子育て奨励金 684 円

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て奨励金  
 令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク  
 事業所番号 01838  
 うち証券受領 円  
 収納機関番号 00500  
 納付番号  
 確認番号

証券受領  
 全部 一部

合計額  
 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
 ¥ 5 7 9 5 0

内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34  
 広島市議会 市民連合  
 2643 77-ヒモク 01838 090309

様

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)  
 出②納  
 3.10.26  
 広島銀行  
 広島駅前支店  
 (納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(9月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(9月分)

1枚 ¥29,317

10/22

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 14
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、10月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 3 年 10 月 21 日

会派（10月） 会派雇用職員交通費（10月分）

1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 15
----	-----	--------

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金 厚生保険

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省所管 6375 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付年月 令和3年10月分  
 納付期限 令和3年11月30日  
右記のとおり納付してください。  
 令和3年11月18日

健康助定 健康保険料 22496円	厚生年金助定 厚生年金保険料 34770円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 684円
-------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て拠出金  
 令和3年度

事業所整理記号 77ヒモク 事業所番号 01838 うち証券受領 円

収納機関番号 00500 納付番号 確認番号

証券受領  
 全部 一部

合計額			
千	百	十	円
5	7	9	50

内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
 広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 并済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34  
 広島市議会 市民連合  
 2643 77-ヒモク 01838 090310

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)  
 出納 3.11.30  
 広島銀行  
 (納付者印)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(10月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(10月分)

1枚 ¥29,317

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 16
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、11月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和 3 年 11 月 19 日

会派 (11月) 会派雇用職員交通費 (11月分)	1枚 ¥25,028
---------------------------	------------



政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 17

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 3 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的  
 令和 3年  
 11月分

納付期限  
 令和 4年  
 1月 4日 右記のとおり納付してください。  
 3年  
 12月20日

健康助定 健康保険料 22496円	厚生年金助定 厚生年金保険料 34770円	子ども・子育て支援助定 子ども・子育て拠出金 684円
-------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て拠出金  
 令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 00500	納付番号	確認番号

証券受領  
 全部 一部

合計額												
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							¥	5	7	9	5	0

内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34

広島市議会 市民連合  
 2643 77-ヒモク 01838 090311

様

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)



年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(11月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(11月分)

1枚 ¥29,317

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 18
----	-----	--------

<p>領 収 証</p> <p><u>市民連合 様</u></p> <p>¥ <u>25,028</u></p> <p>但、12月分交通費として上記正に領収いたしました。</p> <p>令和 3 年 1 2 月 2 1 日</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
--

会派 (12月) 会派雇用職員交通費 (12月分)

1枚 ¥25,028

政務活動費領収書等添付用紙


費目	人件費	No. 19
----	-----	--------

納入告知書 納付書\*領収証書

国庫金

厚生保険

年度	年金特別会計	内閣府及び厚生労働省	取扱庁番号	取扱庁名
3	0343	6375	00064743	厚生労働省年金局(広島東)



納付目的	健康保険料 厚生年金保険料 子ども子育て拠出金
令和3年度	

健康勘定 健康保険料 43689 円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 67527 円	子ども子育て支援勘定 子ども子育て拠出金 1328 円
--------------------------	------------------------------	-----------------------------------

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円	証券受領 全部 一部	合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 1 1 2 5 4 4
------------------	----------------	-------------	---------------	---

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構	730-0042 広島市 中区 国泰寺町 1-6-34	上記の合計額を領収しました。 (領収日付等) 出納 4. 1. 26 広島銀行 広島市経済支店 (納付書並じ)
----------------------------------	--------------------------------	---

納付月 令和3年 12月分  
納付期限 令和4年 1月31日 右記のとおり納付してください。  
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはできません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥112,544のうち事業主負担分¥56,936を支出

会派(12月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(12月分・賞与分)

1枚 ¥56,936

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 20
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、1月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和4年1月21日

会派（1月） 会派雇用職員交通費（1月分）	1枚 ¥25,028
-----------------------	------------

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 2/
----	-----	--------

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名  
 3 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的月 令和 4年 1月分  
 納付期限 令和 4年 2月28日 右記のとおり納付して下さい。  
 2月17日

健康勘定 健康保険料 22496円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 34770円	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金 684円
-------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て拠出金  
 令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 0050	納付番号	確認番号

証券受領  
 全部  一部

合計額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							¥	5	7	9	50

内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
 広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、国法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
 国法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34  
 広島市議会 市民連合 様  
 2643 77-ヒモク 01838 090401

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)  
 出⑰納  
 4. 2. 25  
 広島銀行  
 広島市役所支店  
 (納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(1月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(1月分) 1枚 ¥29,317

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 22
----	-----	--------


領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、2月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和4年2月21日



会派（2月） 会派雇用職員交通費（2月分）	1枚 ¥25,028
-----------------------	------------

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 23
----	-----	--------

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 3 年金特別会計 0343 内閣府及び厚生労働省所管 6375 取扱庁番号 00064743 取扱庁名 厚生労働省年金局(広島東)



納付月 令和 4年 2月分

納付期 令和 4年 3月31日

健康勘定 健康保険料 22496 円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 34770 円	子ども・子育て支援勘定 子ども・子育て拠出金 684 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的  
健康保険料  
厚生年金保険料  
子ども・子育て拠出金  
令和 3年度

事業所整理記号 77ヒモク	事業所番号 01838	うち証券受領 円
収納機関番号 0050	納付番号	確認番号

証券受領 全部 一部	合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 5 7 9 5 0
---------------	---

内閣府及び厚生労働省所管  
年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所  
延滞金の 期限内に先納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
弁済の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
歳入徴収官

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
1-6-34  
広島市議会 市民連合  
2643 77-ヒモク 01838 090402  
様

上記の合計額を領収しました。  
(領収日付等)  
出⑫納  
4. 3. 29  
広島銀行  
広島市役所支店  
(納付者渡し)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥57,950のうち事業主負担分¥29,317を支出

会派(2月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(2月分)

1枚 ¥29,317

政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 24
----	-----	--------

領 収 証

市民連合 様

¥ 25,028

但、3月分交通費として上記正に領収いたしました。

令和4年3月18日

会派（3月） 会派雇用職員交通費（3月分）

1枚 ¥25,028



政務活動費領収書等添付用紙

費目	人件費	No. 25
----	-----	--------

納入告知書 納付書\* 領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 内閣府及び厚生労働省管 取扱庁番号 取扱庁名  
 4 0343 6375 00064743 厚生労働省年金局(広島東)



納付目的  
 納付年月 令和 4年 3月分  
 納付期限 令和 4年 5月 2日 右記の上納  
 令和 4年 6月 20日 納付して  
 (おさい)

健康勤定 健康保険料 30028 円	厚生年金勤定 厚生年金保険料 46848 円	子ども・子育て支援勤定 子ども・子育て拠出金 921 円
--------------------------	------------------------------	------------------------------------

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 子ども・子育て拠出金  
 令和 4年度

業所整理記号 77ヒモク  
 事業所番号 01838  
 うち証券受領 円  
 取納機関番号 00500  
 納付番号  
 確認番号

証券受領  
 全部 一部

合 計 額			
千	百	十	億
千	百	十	万
千	百	十	円
			¥ 7 7 7 9 7

内閣府及び厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

広島東 年金事務所  
 延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
 計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、  
 同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条)  
 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。  
 歳入徴収官  
 厚生労働省年金局事業管理課長

730-0042 広島市 中区 国泰寺町  
 1-6-34  
 広島市議会 市民連合  
 2643 77-ヒモク 01838 090403

様

上記の合計額を領収しました。  
 (領収日付等)  
 出納 4. 4. 27  
 広島銀行  
 広島市役所支店  
 (納付者渡り)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。  
 この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

¥77,797のうち事業主負担分¥39,360を支出

会派(3月) 会派雇用職員社会保険料事業主負担(3月分・賞与分)

1枚 ¥39,360